

○青少年の健全な育成を図るための施設として指定する施設

(平成 11 年 3 月 2 日神奈川県告示第 191 号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和 59 年神奈川県条例第 44 号)第 12 条第 6 号に規定する国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設として指定する施設は、旅館業法施行条例による国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定(昭和 61 年神奈川県告示第 549 号)の表に掲げる施設とし、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。